

ワイド総合補償制度の ご案内

2022年4月改訂

ワイド総合補償制度とは？

車輛・機械（機材）をご利用いただくにあたって、“**万一の事故発生**”の場合、**弊社独自の総合補償制度**により、弊社のレンタル車輛及び機械類をご利用いただくお客様の安心と信頼をお守りいたします。

注意

一部対象外現場もございます

（船上作業、海上工事、トンネル工事、たて杭工事、砕石作業等の危険が予想される工事）

ワイド総合補償制度適用について

レンタル契約の際に、レンタル代、基本管理料とは別途に“**補償料**”をお支払いいただきます。また、事故の状況・内容によってはワイド総合補償制度が適用されない場合がございます。（詳しくは補償制度適用外の主な事例をご参照ください。）

制度加入対象となるレンタル物件

原則として、全てのレンタル車輛・機械類が対象となります。（ただし、特別仕様の機械および接続する電源コード類、ホース類、その他使用により消耗品、販売品等は除きます）

ご注意

- 万一事故の場合には弊社貸出営業所にご連絡ください。指定書類に記入していただきます。
- 公道上の事故は所轄警察署へ必ず届出をしてください。
- 車輛損害や動産損害が全損（盗難及び水没を含む）の場合は**再調達価格（※）**の10%をお客様ご負担金としていただきます。小物機械等は最低額5,000円・その他は最低額10万円となります。
- お客様ご負担金の他、修復期間の休車補償額を別途請求発生することをご理解願います。
- 補償額の確定、示談の決定等には弊社の承認を必要とします。補償制度適応外費用についてはお客様ご負担金が増重され増額になります。
- 万一独自の和解等により加重された賠償金の請求は補償できません。
- 自損事故とは自分自身が運転をあやまって、事故を起こし死傷した場合等、自賠責保険により補償が受けられない場合をさします。（人身のみ）
- 塗装、生コン、アスファルトの付着等の汚損、溶接等の火花による損害、パイプ曲がり、凹み損害は補償対象外となり実費請求となります。
- 一定期間内に事故を重ねた場合、お客様ご負担金が増重され増額になります。（一定期間とは事故を起こした日より1年間といたします。）
- 敷き鉄板の盗難・紛失は補償外で時価額を実費で請求させていただきますのでご理解の程お願いいたします。

※再調達価格・・・被害にあった車輛・機械等の、現在の新車代替機の購入費用を言います。

補償料金一覧表

対象区分	対象機械	補償内容		補償金額	お客様 ご負担金(税別)	補償料 (税別)
レンタカー車輛	2 ～ 4t ダンプ 2 ～ 4t クレーン付トラック 1 ～ 4t 平ボディートラック 軽トラック・ダンプ 散水車 ダブルキャブトラック ライトバン 等	対人賠償		無制限	なし	500 ～ 1,000 円
		対物賠償		1,000 万円	10 万円	
		搭乗者傷害	死亡・後遺障害	1,000 万円	なし	
			入院日額	10,000 円		
			通院日額	5,000 円		
		自損事故		最高 1,500 万円	なし	
		車輛損害	盗難・全損	時価額	再調価格の10%	
部分破損	実損額		10 万円			
高所作業車 高所作業機（台）	【ナンバー付】 トラック搭載型 高所作業車 橋梁点検車 スーパーデッキ 等	対人賠償		無制限	なし	300 ～ 1,100 円
		対物賠償		1,000 万円	10 万円	
		搭乗者傷害	死亡・後遺障害	1,000 万円	なし	
			入院日額	10,000 円		
			通院日額	5,000 円		
		自損事故		最高 1,500 万円	なし	
		車輛損害	盗難・全損	時価額	再調価格の10%	
			部分破損	実損額	10 万円	
	【ナンバー無】 高所作業機（台） テーブルリフト 等	対人賠償	1名	5,000 万円	10 万円	
			1 事故	1 億円	10 万円	
		対物賠償	1 事故	1,000 万円	10 万円	
			動産損害	盗難・全損	時価額	
		部分破損		実損額	10 万円	
		【共通】 バケット内傷害	死亡・後遺障害		1,000 万円	
	入院日額		10,000 円			
	通院日額		5,000 円			
	舗装機械 重機 定置機械	【ナンバー付】 タイヤショベル、 グレーダー ローラー アスファルトフィニッシャー 等	対人賠償		無制限	
対物賠償			1,000 万円	10 万円		
搭乗者傷害			死亡・後遺障害	1,000 万円	なし	
			入院日額	10,000 円		
			通院日額	5,000 円		
自損事故			最高 1,500 万円	なし		
車輛損害			盗難・全損	時価額	再調価格の10%	
			部分破損	実損額	10 万円	
【ナンバー無】 バックホー、ブルドーザー キャリアダンプ、 フォークリフト アスファルトフィニッシャー 発電機（10kVA 以上） コンプレッサー ライトボーイ、 ハウス・トイレ等		対人賠償	1名	5,000 万円	10 万円	
			1 事故	1 億円	10 万円	
		対物賠償	1 事故	1,000 万円	10 万円	
			動産損害	盗難・全損	時価額	再調価格の10%
		部分破損		実損額	10 万円	
情報化施工機 自動追尾 TS GNSS 転圧管理	杭ナビ グレーダ MC システム ブルドーザー 3 t 湿地 ブルドーザー 6 t 湿地	対人賠償	1名	5,000 万円	10 万円	500 ～ 1,500 円
			1 事故	1 億円	10 万円	
		対物賠償	1 事故	1,000 万円	10 万円	
			動産損害	盗難・全損	時価額	
		部分破損		実損額	20 万円	
小物機械		動産損害	盗難・全損	時価額	再調価格の10%	10 ～ 600 円
			部分破損	実損額		

補償料/お客様ご負担金についてのご注意

補償料について

弊社のヤードから出庫となった日（貸出日）から、入庫された日（返却日）までの日数をかけた分がご請求となります。
補償制度の料金体系は、レンタル物件の種類によって異なります。
詳しくは、各営業所・営業担当者へご確認ください。

お客様ご負担金について

1年間以内に事故を重ねた場合、ご負担金が増額（1事故目負担金×事故回数）となります。
例）1事故目…10万円 2事故目…20万円 3事故目…30万円 ……

＜情報化施工機、自動追尾、TSGNSS転圧管理の場合＞

1事故目…20万円 2事故目…30万円 3事故目…40万円 ……

※【補償料】【お客様ご負担金】は税別の金額となります。（P3の表をご確認ください。）

補償制度適用について

自動車補償

《対人・対物賠償責任補償》

レンタル車輛を通常運転中に、第三者（他人もしくは他人の財物）に対し発生した損害に対し負担すべき法律上の賠償責任を補償いたします。

※故意または、無理な運転により発生した事故については、通常運転中の事故とはなりません。

《搭乗者傷害補償》

レンタル車輛の正規の乗車装置に通常乗車中の方が事故によって死亡したり、身体に後遺障害または傷害を被ったときに補償されます。傷害時には医療補償金として、通常生活が可能になるまで要した入院および通院日数に対して、定額の補償を受けられます。

※後遺障害の補償額は、程度により異なります（1,000万円限度）。

《車輛補償》

レンタル車輛を保管中および使用中における通常の運転中に発生した事故、盗難、火災（地震を原因とする火災を除く）による損害。

動産補償

- レンタル機械の通常作業中に発生した事故（※1）による損害。
- レンタル機械の保管中および作業中の現場内における火災（地震を原因とする火災を除く）による損害。
- レンタル機械の保管中および作業中の現場内における盗難（※2）による損害。
- レンタル機械の運送中の事故による損害。

※1：通常作業中に発生した事故とは、定められた正しい使用方法での作業中に発生した事故。誤った使用、故意により発生した事故については、通常作業中の事故とはなりません。

※2：盗難とは所轄警察への届出を行い、警察にて盗難事故として受理された事故です。また、部分盗難の場合は、対象とならない場合がございます。

賠償責任補償

レンタル機械での作業中の操作ミスが原因で、第三者に発生した損害により負担すべき法律上の賠償責任（賠償責任補償で定める範囲内）を補償いたします。

注1：お客様およびお客様の現場において同様の補償を受けられる保険などに加入されている場合、お客様の保険適用を優先させていただきます。

注2：人身事故の場合、自動車保険、自賠責保険、労災保険、労災上乗せ保険の優先使用を前提とさせていただきます。

注3：弊社への事前連絡・相談なく示談された場合、補償できない場合がございます。

各補償の共通

- 詐欺、横領等不誠実行為により発生した事故
- 定められた正しい使用方法以外で使用中の事故
- お客様（又お客様が許可した下請け業者等）故意、重大な過失又は酒気帯び、酒酔い、無免許、無資格
- 薬物乱用等重大な法令違反による損害
- 摩耗、腐食、塩害、かび、虫食い、その他自然の消耗による損害
- 原因不明な破損
- お客様が弊社に無断で加工等を行った場合に起因する事故
- 機械能力を超える扱いや操作又は不正燃料使用等管理ミスによる故障損害
例）クラッチ、パーキングブレーキの破損、安全装置を外しての使用、エンジンの焼付等
- 自殺行為、犯罪行為に起因する損害
- 弊社に無断で転貸し発生した損害
- 事故日より大幅な報告遅延の場合
- 地震、噴火、津波、洪水等の天災（自然災害）による損害
- 戦争、暴動、その他これらに類似の事変による損害
- 核物質による汚染事故、及び放射能汚染による事故
- 急激な摩耗、不良環境下での物質の変化
- 塗装、コンクリート、アスファルト等の汚れによる損害
- 潤滑油、作動油、燃料等の運転用資材
- 使用者による不正、目的外使用による損害
- その他対象外と認められる損害等
- レンタル機械・機器・ICT機器等でご使用されるデータ(お客様の)が何かしらの原因で消滅した場合の損害

自動車補償

- 所轄警察署へ事故の届出がない場合
- 除雪作業中に、雪に埋もれていた物損賠償
- 積荷の補償は対応不可
- 走行中の飛び石による損害賠償
- 加害者および加害者企業の所有又は管理下にある財物の損害
- 加害者と被害者の関係が父母、配偶者、子供、同居の親族、会社内の同僚の事故
- 法令違反（過積載・高さ制限3.8m）の事故
- 修理完成自動車の引取運賃
- 補償制度の対象物品のうち以下部位に生じた単独損害（以下①～②は主な損害例）
 - ①ベルト、ワイヤロープ、チェーン
 - ②チューブ・タイヤ・ホイール等の消耗品または消耗材
- 台風・高波等による、風害・水害
- 置き忘れ、紛失による損害、又盗難防止措置を行わなかった場合の盗難
- 補償制度の対象物品に生じた単独の汚損および単独の擦損
- お客様が運転中の自動車操作ミス等により**留め置き機械（弊社レンタル車輛・建設機械）に生じた損害**
- 許可物（毒物、危険物等）の輸送によって発生した賠償責任
- 自動車の一部部品盗難（例：クレーン付トラックのラジコン等）
- 運転者、搭乗者の自動車搭乗中以外のケガ
- 相手方の物損が古く、時価額が低い場合などの**相手方の物損の修理費用が時価額を上回る費用**
- 車両搬送費用の15万円を超えた費用

動産補償

- 修理完成機械の引取運賃
- 加害者と被害者の関係が父母、配偶者、子供、同居の親族、会社内の同僚の事故
- 加害者と被害者が利益を共益する（元請、下請け等を含む）関係での事故
- 補償制度の対象物品のうち以下部位に生じた単独損害（以下①～⑥は主な損害例）
 - ①ベルト、ワイヤロープ、チェーンおよびハンマー部分
 - ②フォーク、ドリル、バケット、ショベルおよびその他カッタ、オーガ、リッパ等のアタッチメントの歯または爪に相当する部分
 - ③ケーシングチューブ等の消耗品または消耗材
 - ④工具類
 - ⑤ガラス部分
 - ⑥タイヤもしくはタイヤチューブ単独の損害
- 置き忘れ、紛失による損害、又盗難防止措置を行わなかった場合の盗難
- 補償制度の対象物品に生じた単独の汚損および単独の擦損
- 機械の一部部品盗難（お客様負担金内の損害）
- 台風・高波等による、風害・水害
- お客様が運転中の建設機械操作ミス等により**留め置き機械（弊社レンタル車輛・建設機械）に生じた損害**

賠償責任補償

- 地下・基礎工事等に起因する土地の沈下、振動、軟弱化による土地、建物への二次的損害
- 登録ナンバーのない車輛、機械での公道走行中の事故
- 加害者および加害者企業の所有又は管理下にある財物の損害
- お客様が運転中の建設機械操作ミス等により**留め置き機械（弊社レンタル車輛・建設機械）に生じた損害**
- 許可物（毒物、危険物等）の作業によって発生した賠償責任
- 相手方の物損が古く、時価額が低い場合などの**相手方の物損の修理費用が時価額を上回る費用**
- 加害者および加害者企業の所有又は管理下にある財物の損害（レンタル会社よりレンタルした機械・自動車を含む）
- 加害者と被害者の関係が父母、配偶者、子供、同居の親族、会社内の同僚の事故
- 情報化施工機・自動追尾 TS・GNSS 転圧管理の電波の乱れ等による損害（施工ミス等）
- 除雪作業中に、雪に埋もれていた物損の損害。

万一事故が起こったときは

1 まず負傷者の救護を！

ケガをされた方がいる場合は、医師、救急車が到着するまで可能な応急処置を行うことが最優先です。

2 路上などの危険防止を！

交通事故が発生した場合は、続発を防ぐため車輛を安全な場所へ移動させてください。
又は物損の場合も同様に損害が拡大しないように応急処置を行ってください。

3 警察への事故の届出を！

- ① 事故の場合は必ず警察へ届けてください。
(人身事故の場合は人身扱いの届出が必要です。
道路上の交通事故は道交法第72条により警察届出が義務付けられています。)
- ② 盗難事故(車輛、機械など)の場合は必ず警察へ「盗難事故」として届出をしてください。
- ③ その他官公庁への届出が必要な場合は所定の届出をしてください。

4 ただちに弊社営業所までご連絡を！

事故の大小にかかわらず事故の内容をご連絡ください。

- ① 事故発生の日時
- ② 事故発生の場所
- ③ お客様のお名前、住所、連絡先(電話番号、FAX番号、担当者名) 運転者氏名、
お客様との関係、免許内容、事故車のレンタル番号又は登録番号、損害の内容及び程度。
- ④ 事故の状況(交通事故の場合は道幅、道路標識、双方の速度なども)
- ⑤ 相手の住所、氏名、会社名、電話番号など
(物損事故) …車輛損害の場合→損害内容、車名、登録番号、修理工場、電話番号
その他被害物の場合→被害物名、損害内容、修理業者名、電話番号
(人身事故) …ケガの内容、病院名、電話番号
- ⑥ 搭乗者にケガがある場合…負傷者名、ケガの内容、病院名、電話番号
※ 人身事故の場合は、特に被害者へのお見舞いをしてください。



対物事故については、損害物の写真撮影をお願い致します。

注意事項

- 「ワイド総合補償制度」は**加入されたお客様のみ補償**されます。
- **事故報告は速やかに**弊社担当営業所へご連絡下さい。
(内容により補償できない場合があります。)
- 盗難事故の場合、**警察が「盗難事故」として受理**されることが補償の条件です。
- 公道上の事故は**所轄警察への届け出**が必要です。
- **「お客様ご負担金」**とは、補償内容毎にお客様にご負担いただく一事故あたりの金額です。
- 各補償金額を超える部分については、お客様負担となります。
- 賠償金の確定・示談の決定等には弊社の承認を必要とします。
(万一独自の和解等により加重された賠償金の請求は補償できません。)
- **日常点検はお客様が必ず実施**してください。
- 弊社の承諾なしになされた修理にかかる費用はお支払できません。
- 車輜及びレンタル機械の修理は、**弊社指定工場**とします。
- 「ワイド総合補償制度のご案内」に記載されている各規定は主な事例を挙げたものであり、その他については弊社の規定に準じます。
- 他社から調達したレンタル車輜・機械の事故については**所有会社の補償制度**の対応となります。
- お客様ご負担金の請求につきましては、事故解決後の請求となる事をご理解お願いいたします。
已む無く、解決前に請求した場合、解決後に負担金が追加になる場合がございます。
- 事故処理の早期解決のため、当社からの問合せには、早急な回答をお願いいたします。
- **お客様の現場保険（賠償保険）使用の場合**は、当社はお客様へ損害費用を請求させていただきますので、お客様から当社へ支払をお願いいたします。その後、お客様から契約保険へ請求をお願いいたします。
- **「ワイド総合補償制度のご案内」は弊社独自の制度**であり、予告なく内容を変更する場合がございます。

■群馬県

前橋営業所	TEL.027-221-3151 FAX.027-243-5507	〒 371-0013 群馬県前橋市西片貝町 4-5-19
伊勢崎営業所	TEL.0270-20-2250 FAX.0270-20-2252	〒 379-2235 群馬県伊勢崎市三室町 5917
渋川営業所	TEL.0279-60-5088 FAX.0279-60-5089	〒 377-0004 群馬県渋川市半田 3037-1
高崎営業所	TEL.027-343-8808 FAX.027-343-8309	〒 370-0076 群馬県高崎市下小塙町 1472-3
高崎東・藤岡営業所	TEL.0274-20-1711 FAX.0274-20-1713	〒 375-0053 群馬県藤岡市中大塚 208-1
太田営業所	TEL.0276-88-8411 FAX.0276-88-8412	〒 370-0615 群馬県邑楽郡邑楽町篠塚 3473-1

■栃木県

足利営業所	TEL.0284-62-5076 FAX.0284-62-5175	〒 326-0141 栃木県足利市小俣町 358-3
佐野・館林営業所	TEL.0283-24-8315 FAX.0283-24-8316	〒 327-0044 栃木県佐野市下羽田町 2005-1
鹿沼営業所	TEL.0289-72-0311 FAX.0289-72-0322	〒 322-0017 栃木県鹿沼市下石川字鹿部 417-4
宇都宮営業所	TEL.028-613-6866 FAX.028-613-8066	〒 321-0903 栃木県宇都宮市下平出町 1438

■埼玉県

熊谷営業所	TEL.048-523-1515 FAX.048-524-2851	〒 360-0833 埼玉県熊谷市広瀬 400-1
東松山営業所	TEL.0493-39-3727 FAX.0493-39-3729	〒 369-0104 埼玉県熊谷市青山 20
鶴ヶ島営業所	TEL.049-279-0371 FAX.049-279-0373	〒 350-2223 埼玉県鶴ヶ島市高倉 932-1
加須営業所	TEL.0480-67-0500 FAX.0480-67-0502	〒 347-0015 埼玉県加須市南大桑 963-1
三郷営業所	TEL.048-949-7233 FAX.048-949-7234	〒 341-0053 埼玉県三郷市彦倉 1-240-1
所沢営業所	TEL.049-274-6636 FAX.049-274-6637	〒 354-0045 埼玉県入間郡三芳町上富 559-1
桶川営業所	TEL.048-729-2566 FAX.048-728-2555	〒 363-0008 埼玉県桶川市坂田 952

■千葉県

千葉北インター営業所	TEL.043-424-1625 FAX.043-420-0003	〒 284-0008 千葉県四街道市鹿放ヶ丘 413-1
------------	-----------------------------------	------------------------------

■茨城県

つくば営業所	TEL.0297-25-2580 FAX.0297-25-2581	〒 300-2401 茨城県つくばみらい市台 1864-1
ひたちなか営業所	TEL.029-276-5520 FAX.029-276-5521	〒 312-0061 茨城県ひたちなか市稲田 1218-13
水戸インター営業所	TEL.029-257-7722 FAX.029-252-0888	〒 311-4163 茨城県水戸市加倉井町 685-1

■福島県

いわき営業所	TEL.0246-75-2888 FAX.0246-56-7550	〒 971-8185 福島県いわき市泉町滝尻神力前 34-1
--------	-----------------------------------	--------------------------------

■新潟県

新潟支店	TEL.025-377-0155 FAX.025-377-0158	〒 950-1101 新潟県新潟市西区山田 390-1
新潟北出張所	TEL.025-384-1160 FAX.025-384-1168	〒 950-3304 新潟県新潟市北区木崎 880
魚沼南営業所	TEL.025-776-3212 FAX.025-776-3103	〒 949-7141 新潟県南魚沼市青木新田 666-1
魚沼営業所	TEL.025-794-5323 FAX.025-794-4045	〒 949-7402 新潟県魚沼市田戸 209-1
十日町営業所	TEL.025-757-6516 FAX.025-752-5888	〒 948-0055 新潟県十日町市高山 3-758-4
津南出張所	TEL.025-765-1260 FAX.025-765-1291	〒 949-8201 新潟県中魚沼郡津南町下船渡甲6121-1
上越営業所	TEL.025-544-1155 FAX.025-544-1179	〒 942-0052 新潟県上越市上源入 52-10
妙高出張所	TEL.0255-73-8155 FAX.0255-73-8144	〒 944-0009 新潟県妙高市東陽町 4-1
糸魚川インター営業所	TEL.025-550-4155 FAX.025-552-3700	〒 941-0064 新潟県糸魚川市上刈 7-2-28
柏崎営業所	TEL.0257-24-7861 FAX.0257-21-4742	〒 945-1351 新潟県柏崎市上田尻 923-1
長岡営業所	TEL.0258-24-3770 FAX.0258-24-5507	〒 940-0871 新潟県長岡市北陽 1-53-69
長岡西営業所	TEL.0258-47-8333 FAX.0258-47-8330	〒 940-2127 新潟県長岡市新産 3-1-4

■長野県

長野営業所	TEL.026-239-6892 FAX.026-244-8126	〒 381-0021 長野県長野市屋島 3420-1
長野インター営業所	TEL.026-285-1560 FAX.026-285-1561	〒 381-2213 長野県長野市広田 98
佐久インター店	TEL.0267-67-2516 FAX.0267-67-2511	〒 385-0023 長野県佐久市岩村田北 1-4-5



株式会社ニッパンレンタル 群馬県前橋市西片貝町 4-5-15

※補償制度は予告なく変更する場合がございます。